

令和3年3月18日

株式会社レッドスパイスに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社レッドスパイス（以下「レッドスパイス」といいます。）に対し、同社が供給する「^{サラリート}SARARITOウイルスブロッカー」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社レッドスパイス（法人番号 6020001038973）
所 在 地 横浜市中区不老町二丁目8番地不ニビル
代 表 者 代表取締役 斎藤 雪
設立年月 平成7年10月
資 本 金 9000万円（令和3年3月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

「^{サラリート}SARARITOウイルスブロッカー」と称する商品（以下「本件商品」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(7) 表示媒体

a 容器包装

b 自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

a 容器包装

令和2年5月1日、同年6月1日から同年8月20日までの間及び令和3年1月8日

b 自社ウェブサイト

令和2年8月6日、同年9月28日、同年10月1日、同月14日及び同月19日

(ウ) 表示内容 (別紙1ないし別紙4)

例えば、令和2年5月1日に、容器包装において、「塩素成分で空間のウイルスから除菌・除去」、「家・電車・オフィス・学校・病院等 ウィルスが気になる場所から普段居る場所まで」並びに「S A R A R I T O サラリト ウィルスブロッカー」及び本件商品を身に着けた人物のイラスト等を表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身に着ければ、身の回りの空間におけるウィルスや菌が除去又は除菌される効果を得られるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

前記アの表示について、消費者庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、レッドスピスに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ 打消し表示

前記ア(ウ)の表示について、例えば、令和2年5月1日に、容器包装において、「※使用環境によって効果が異なります。」、「○本製品は全てのウイルス、菌に効果がある物ではありません。」及び「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ア(ウ)の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

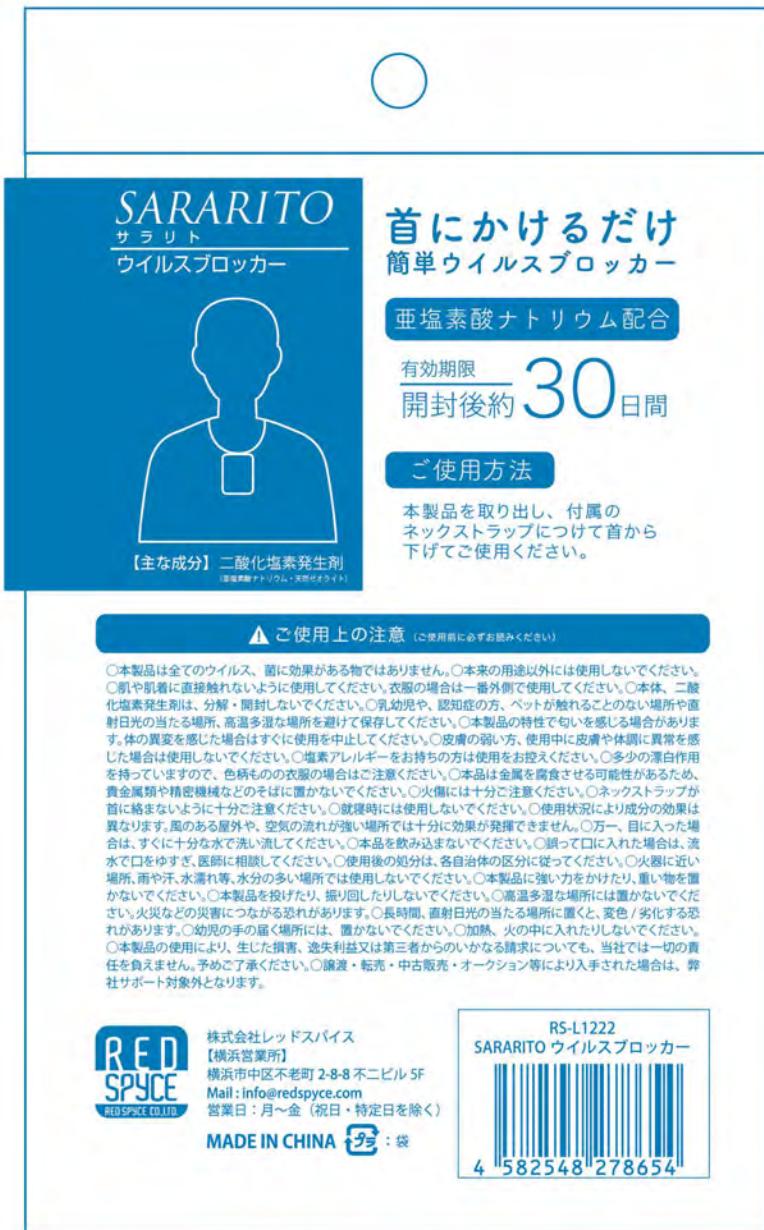
別表1

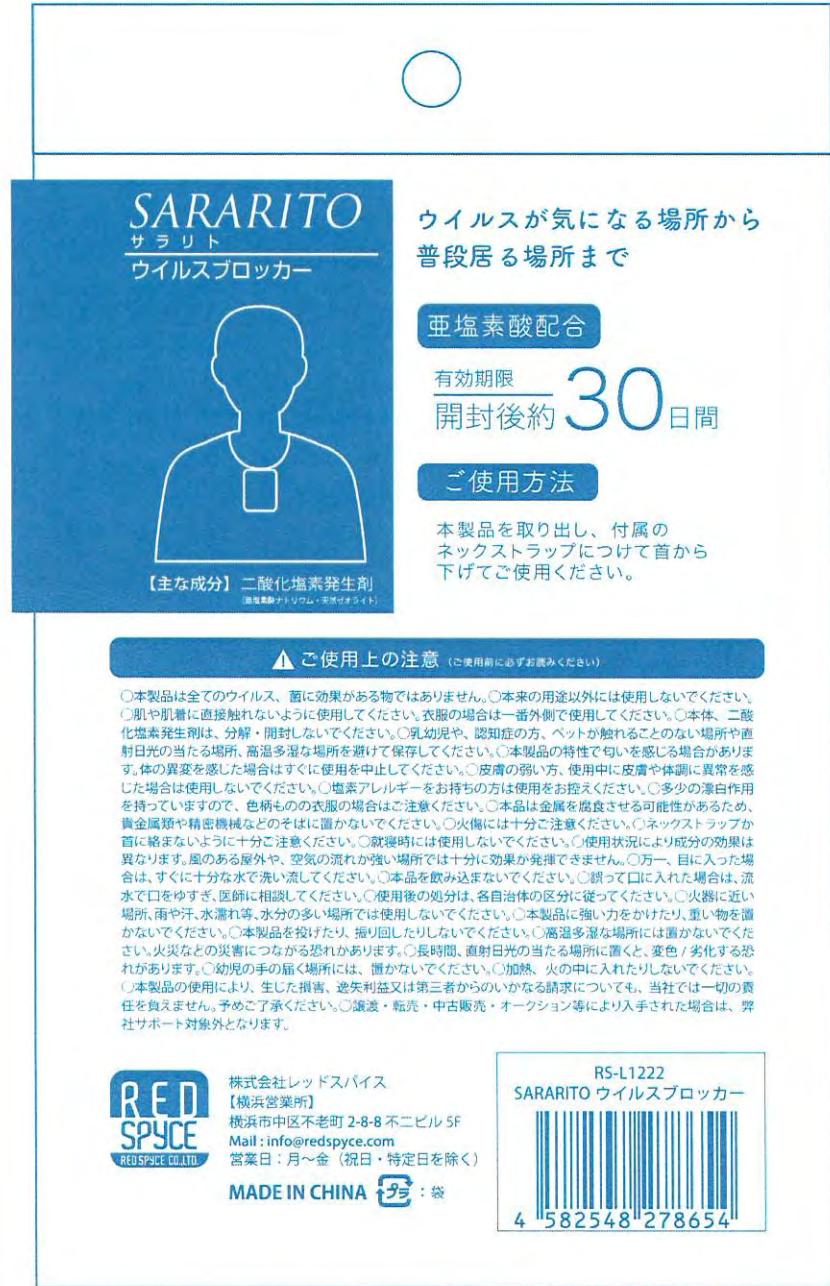
表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年5月1日	容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・「SARARITO サラリト ウイルス ブロッカー」 ・「塩素成分で空間のウイルスから除菌・除去」 ・「SARARITO Virus blocker」 ・「首から下げるだけだから様々な場所で使いやすい」 ・「家・電車・オフィス・学校・病院等 ウイルスが気になる場所から普段居る場所まで」 ・「SARARITO サラリト ウイルス ブロッカー」及び本件商品を身に着けた人物のイラスト ・「首にかけるだけ 簡単ウイルスブロッカー」 <p>(別紙1)</p>
令和2年6月1日から同年8月20日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「SARARITO サラリト ウイルス ブロッカー」 ・「塩素成分で周囲のウイルスを除菌・除去」 ・「SARARITO Virus blocker」 ・「SARARITO サラリト ウイルス ブロッカー」及び本件商品を身に着けた人物のイラスト ・「ウイルスが気になる場所から普段居る場所まで」 <p>(別紙2)</p>
令和3年1月8日		<ul style="list-style-type: none"> ・「SARARITO サラリト ウイルス ブロッカーボックスタイプ」 ・「塩素成分で周囲のウイルスを除菌・除去」及び本件商品を身に着けた人物の写真 ・「SARARITO Virus blocker」 <p>(別紙3)</p>

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年8月6日、同年9月28日、同年10月1日、同月14日及び同月19日	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「S A R A R I T O サラリト ウイルス ブロッカー」 ・「塩素成分で周囲を除菌」 ・「S A R A R I T O V i r u s b l o c k e r」 ・「ウイルスが気になる場所から普段居る場所まで」 <p>(別紙4)</p>

別表2

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年5月1日	容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・「※使用環境によって効果が異なります。」 ・「○本製品は全てのウイルス、菌に効果がある物ではありません。」 ・「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」 <p>(別紙1)</p>
令和2年6月1日から同年8月20日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「※約1m³閉鎖空間での分析結果」 ・「※使用環境によって効果が異なります。」 ・「○本製品は全てのウイルス、菌に効果がある物ではありません。」 ・「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」 <p>(別紙2)</p>
令和3年1月8日		<ul style="list-style-type: none"> ・「※使用環境によって効果が異なります。」 ・「※約1m³閉鎖空間での分析結果」 ・「○本製品は全てのウイルス、菌に効果があるものではありません。」 ・「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」 <p>(別紙3)</p>
令和2年8月6日、同年9月28日、同年10月1日、同月14日及び同月19日	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「※約1m³閉鎖空間での分析結果」 ・「※使用環境によって効果が異なります。」 <p>(別紙4)</p>







RED SPYCE

レッドスパイス

おもしろ（面白）グッズ・便利グッズ・防災グッズ 満載のサイト レッドスパイス

ホーム

商品情報

OEM

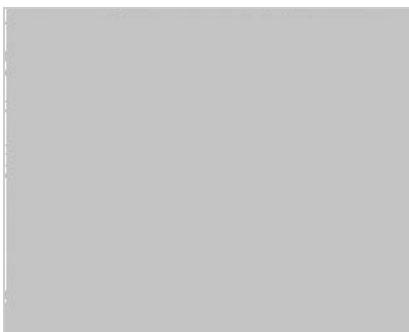
会社案内

お問い合わせ

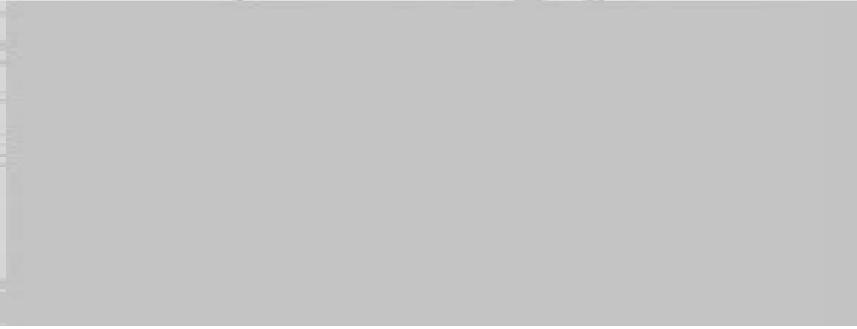
Products(商品情報)

バッテリー/チャージャー	オーディオ	電子製品	スマホグッズ	日用品
玩具	鬼退治グッズ	SARARITOシリーズ		

おすすめ商品



バッテリー/チャージャー	オーディオ	電子製品	スマホグッズ	日用品



SARARITO ウイルスブロッカー

品番 : RS-L1222

参考上代 : -円 (税抜)

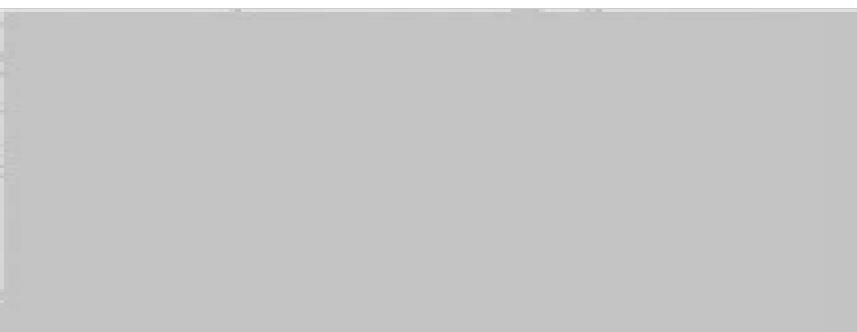
入数 : 160

納期 : -

商品サイズ : H8*W5.5cm

パッケージサイズ : H20.5*W12.5cm

JAN : 4582548278654



自社ウェブサイトの本件商品に係る表示を拡大



RS-L1222

SARARITO
ウイルスブロッカー
1種 160入り

商品サイズ H8*W5.5cm
パッケージサイズ H20.5*W12.5cm

JAN/4582548278654

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

(措置命令)

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法 第5条（不当な表示の禁止）

不当な表示

○優良誤認表示（5条1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

①商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

②商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（7条2項）

消費者庁長官は、措置命令に関し、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

○有利誤認表示（5条2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

①商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

②商品・サービスの取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（5条3号）

①無果汁の清涼飲料水等についての表示

②商品の原産国に関する不当な表示

③消費者信用の融資費用に関する不当な表示

④不動産のおとり広告に関する表示

⑤おとり広告に関する表示

⑥有料老人ホームに関する不当な表示

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添

消表対第399号
令和3年3月18日

株式会社レッドスパイス
代表取締役 斎藤 雪 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「SARARITOウイルスブロッカー」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和2年5月1日に、容器包装において、「塩素成分で空間のウイルスから除菌・除去」、「家・電車・オフィス・学校・病院等 ウィルスが気になる場所から普段居る場所まで」並びに「SARARITO サラリト ウイルスブロッカー」及び本件商品を身に着けた人物のイラスト等を表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身に着ければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除去又は除菌される効果を得られるかのように示す表示をしていたこと。
- イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはなら

ない。

- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社レッドスパイス（以下「レッドスパイス」という。）は、横浜市中区不老町二丁目8番地不二ビルに本店を置き、日用品雑貨等の販売業等を営む事業者である。
- (2) レッドスパイスは、本件商品を小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) レッドスパイスは、本件商品に係る容器包装及び自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4) ア レッドスパイスは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和2年5月1日に、容器包装において、「塩素成分で空間のウイルスから除菌・除去」、「家・電車・オフィス・学校・病院等 ウィルスが気になる場所から普段居る場所まで」並びに「SARARITO サラリト ウィルスブロッカー」及び本件商品を身に着けた人物のイラスト等を表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身に着ければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌が除去又は除菌される効果を得られるかのように示す表示をしていた。
- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、レッドスパイスに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、レッドスパイスは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。
- ウ レッドスパイスは、前記アの表示について、例えば、令和2年5月1日に、容器包装において、「※使用環境によって効果が異なります。」、「○本製品は全てのウイルス、菌に効果がある物ではありません。」及び「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、レッドスパイスが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の

内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年5月1日	容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・「SARARITO サラリト ウイルス ブロッカー」 ・「塩素成分で空間のウイルスから除菌・除去」 ・「SARARITO Virus blocker」 ・「首から下げるだけだから様々な場所で使いやすい」 ・「家・電車・オフィス・学校・病院等 ウイルスが気になる場所から普段居る場所まで」 ・「SARARITO サラリト ウイルス ブロッカー」及び本件商品を身に着けた人物のイラスト ・「首にかけるだけ 簡単ウイルスブロッカー」 <p>(別添写し1)</p>
令和2年6月1日から同年8月20日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「SARARITO サラリト ウイルス ブロッカー」 ・「塩素成分で周囲のウイルスを除菌・除去」 ・「SARARITO Virus blocker」 ・「SARARITO サラリト ウイルス ブロッカー」及び本件商品を身に着けた人物のイラスト ・「ウイルスが気になる場所から普段居る場所まで」 <p>(別添写し2)</p>
令和3年1月8日		<ul style="list-style-type: none"> ・「SARARITO サラリト ウイルス ブロッカーBOXタイプ」 ・「塩素成分で周囲のウイルスを除菌・除去」及び本件商品を身に着けた人物の写真 ・「SARARITO Virus blocker」 <p>(別添写し3)</p>

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年8月6日、同年9月28日、同年10月1日、同月14日及び同月19日	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「S A R A R I T O サラリト ウイルス ブロック」 ・「塩素成分で周囲を除菌」 ・「S A R A R I T O V i r u s b l o c k e r」 ・「ウイルスが気になる場所から普段居る場所まで」 <p>(別添写し4)</p>

別表2

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年5月1日	容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・「※使用環境によって効果が異なります。」 ・「○本製品は全てのウイルス、菌に効果がある物ではありません。」 ・「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」 <p>(別添写し1)</p>
令和2年6月1日から同年8月20日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「※約1m³閉鎖空間での分析結果」 ・「※使用環境によって効果が異なります。」 ・「○本製品は全てのウイルス、菌に効果がある物ではありません。」 ・「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」 <p>(別添写し2)</p>
令和3年1月8日		<ul style="list-style-type: none"> ・「※使用環境によって効果が異なります。」 ・「※約1m³閉鎖空間での分析結果」 ・「○本製品は全てのウイルス、菌に効果があるものではありません。」 ・「○使用状況により成分の効果は異なります。風のある屋外や、空気の流れが強い場所では十分に効果が発揮できません。」 <p>(別添写し3)</p>
令和2年8月6日、同年9月28日、同年10月1日、同月14日及び同月19日	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「※約1m³閉鎖空間での分析結果」 ・「※使用環境によって効果が異なります。」 <p>(別添写し4)</p>